

令和3年度 栄町立布鎌小学校いじめ防止の基本方針

(令和3年4月2日改訂)

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

したがって、本校では、すべての児童がいじめは絶対許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整える、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

【「いじめ」とは】

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言います。

①定義に基づくいじめの判断：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日改訂。以下「国基本方針」という。）によって以下のように記載されている。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、

そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

②留意点

児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でも、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

①で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(3) いじめの禁止

児童は、絶対にいじめを行ってはなりません。

(4) 学校及び職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置します。

【いじめ対策委員会】

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任の代表、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

<役 割>

- ア いじめ未然防止のため、いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ いじめの早期発見・事案対処のため、学年、学級内に起きたいじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）役割等

<開 催>

職員会議の生徒指導・特別な配慮を要する支援の報告会等を活用し、月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- ① 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ② 道徳教育、命を大切に作るキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム、人権週間の取組、いじめゼロ宣言等を計画的に指導します。
- ③ ふれあいボランティアパスポートを活用し児童の自発的な活動を支援します。
- ④ 部活動等における過度の競争意識、勝利至上主義は、体罰に繋がったり、児童のストレスの蓄積を招いたりするとともに、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識させます。
- ⑤ 学校全体で暴力や暴言を排除します。
- ⑥ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童、保護者に啓発します。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

* 「栄町小中学校携帯・スマホ等利用ガイドライン」を周知する。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

① いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- 1) 学校生活アンケートによる調査 年4回
- 2) 学級担任によるいじめ調査 年1回

＊いじめアンケートは無記名で行う。また、1年間保存するものとする。

記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示し行うものとする。

- 3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回（各学期に1回）

② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

※面談等、児童と個別に接する中で、いじめを認知する時期、回数等を示す。

- 1) スクールカウンセラーの活用
- 2) いじめ相談窓口の設置

③ いじめの早期発見

- 1) 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。
- 2) いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。

④ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの相談窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談窓口

- ① 教頭、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー

(2) 学校以外はいじめの相談窓口

- ① 教育委員会学校教育課

電話 3 3 - 7 7 1 7 E-mail : gakkyou@town.sakae.chiba.jp

(3) いじめの相談や通報の指導

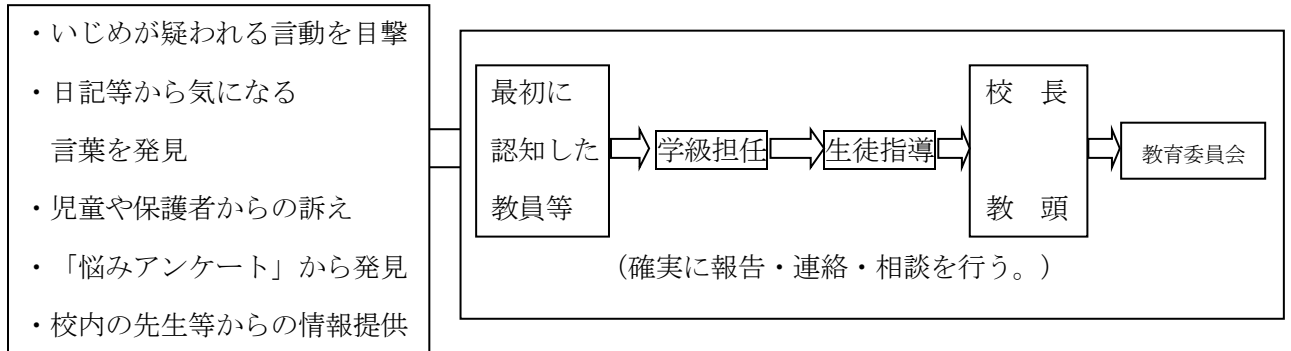
学校だより、ホームページや学級指導、教育相談時等に栄町及び布鎌小の相談窓口を保護者や児童に紹介する。時期によっては、長期休業中などは県の機関等の相談窓口やダイヤルセンター等も紹介する。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ



2. いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任代表、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問等事案に応じて編成します。(いじめ対策委員騎巫は校長が招集する。)

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の収集と整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

(次ページへ)

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- 日記の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

(2) いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 日記や面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていきます。
- 必要に応じて、別室にて学習を行わせます。

◎出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

① 警察への通報など関係機関との連携

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

*被害児童・保護者、加害児童・保護者に対する説明を丁寧に行い継続的に支援・指導を行います。

7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき：児童が自殺を企図した場合等
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

※命、心身又は財産に重大な被害：いじめを受ける児童の背景にある事情やその被害性に着目して判断する。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

① 発見者⇒・担任⇒・生徒指導主任⇒・教頭⇒・校長

② 校長⇒・教育委員会学校教育課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ対策委員会の招集
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

(4) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果もとに関係機関と連携をとり、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講じます。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性などから、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策組織の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の曜数を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際には、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより、確認するものとする。

③ いじめが解消に至っていない段階での対応

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行するものとする。

④ 日常的な観察・支援

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「改良している」状態に至った場合でも、学校は、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く継続的に観察・支援する必要があること。

9 公表・点検・評価

- ① ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ② 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を行います。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価します。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

10 児童としての責務

いじめゼロ宣言 <千葉県いじめゼロ子どもサミット：平成19年1月25日>

いじめは絶対にいけない行為です。私たちはいじめを決して許しません。

(1) 私たちは「やめる勇気」を持ちます。

いじめの禁止：他者に対して思いやりの心を持ち、絶対にいじめをしたり、加担したりしないこと。

(2) 私たちは「とめる勇気」を持ちます。

いじめの防止：いじめを傍観することは、いじめに加担していると同じである意識を持つこと。

(3) 私たちは「はなす勇気」を持ちます。

周囲への相談：いじめを見たら、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談すること。

(4) 私たちは「みとめる勇気」を持ちます。

お互いを認め合う：自分と違う考え方や行動をとる人がいても、それぞれの個性を素直に受け止めること。

1.1 栄っこ宣言の行動化

- (1) 次代を担う栄町の青少年の健全育成への願いが込められています。
- (2) 五つの行動規範から構成され、それらを心の糧として、夢に向かってがんばる姿勢とふるさと栄を愛し、さらに良くする態度を育成します。
- (3) 町内の幼保小中学校で連携して、栄っこ宣言を心の糧として位置づけ、幼少期から義務教育期間（9年間）を通じて情操教育を推進します。

一 おはよう ありがとう ごめんなさい を言います

- ・気持ちのよいあいさつをする。
- ・「おかげさま」の気持ちを持つ。
- ・過ちは素直に認め、謝る気持ちを持つ。

二 いじめはしません

- ・いじめを「やめる勇気」「とめる勇気」「はなす勇気」を持つ。
- ・すべての友だちに思いやり、みとめあう気持ちを持つ。

三 人をいたわります

- ・お年寄りや自分より弱い人を大切に思い、いたわる。
- ・自分自身、そして命あるものをいつくしむ。
- ・ボランティア活動を進んでやる。

四 ひきょうなことはしません

- ・うそをつかない。
- ・人の嫌がることをしない。
- ・ずるいことはしない。

五 ふるさと「栄」を誇ります

- ・生まれ育った栄町を誇り、愛する気持ちを持つ。
- ・栄の歴史や文化を知り、先人、親、年上の人を敬う。

◇そして、笑顔輝く栄町で

夢に向かってがんばります

1.2 校内での取組

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式での唱和
- ・全校集会において校長から「栄っこ宣言」についての話
- ・全校集会での教職員、児童の唱和（年、約6回）